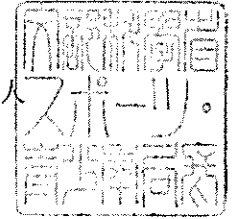




26文科ス第387号
平成26年10月9日

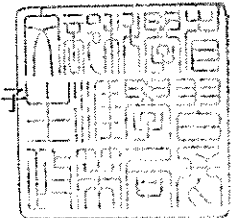
各都道府県教育委員会教育長
奈良県知事 殿

文部科学省スポーツ・青少年局長
久保 公人



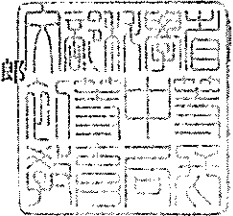
(印影印刷)

文部科学省生涯学習政策局長
河村 潤子



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
小松 親次郎



(印影印刷)

平成27年度「子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）」
に対する文部科学大臣表彰の推薦について（依頼）

文部科学省では、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高める活動について、優れた実践を行っている学校、図書館及び民間団体並びに個人に対して、毎年度、表彰を行っています。

ついては、別添要項に基づき貴域内における学校等を、平成26年12月10日（水）までに御推薦くださるようお願いいたします。

(本件担当)

文部科学省スポーツ・青少年局青少年課

専門職（読書担当）関口

電話：03-5253-4111（内線3484）

FAX：03-6734-3795

E-mail：seisyone@mext.go.jp

子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）表彰要項

平成21年11月24日
文部科学大臣決定

1 趣 旨

この要項は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものである読書活動の一層の推進に資するため、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動において特色ある優れた実践を行っている学校・図書館・団体及び個人（以下「学校等」という。）に対し、その実践をたたえ文部科学大臣が行う表彰に関して必要な事項を定めるものとする。

2 表彰の対象

表彰は、次に該当するもののうち、子どもの読書を推進する活動が顕著に優秀と認められる学校等に対して行うものとする。

〔学 校〕

各都道府県の域内に所在する小学校、中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校

〔図 書 館〕

各都道府県の域内に所在する図書館法第2条に規定する公立、私立の図書館
〔団体（個人）〕

各都道府県の域内に主たる事務所が所在する団体又は各都道府県の域内に住所地を有する個人

3 推薦基準

都道府県又は都道府県教育委員会は、次に定める推薦基準により被表彰候補学校等の推薦を行うものとする。

〔学 校〕

域内において、子どもの読書、学校図書館の活用、図書館等との連携など読書を推進する近年の活動が顕著に優秀と認められること。

〔図 書 館〕

域内において、子どもの読書を推進する活動が顕著に優秀と認められること。

〔団体（個人）〕

域内において、子どもの読書を推進する活動が顕著に優秀と認められること。

〔共 通 事 項〕

過去10年以内に本要項に基づく文部科学大臣表彰（廃止された読書活動優秀

実践校表彰実施要項、及び子どもの読書活動優秀実践図書館・団体（者）表彰要項に基づく文部科学大臣表彰を含む。）を受けたことのある学校等又はこれに類する文部科学大臣（又は文部大臣）表彰を受けたことのある学校等を除く。

4 推薦手続き

都道府県又は都道府県教育委員会は、次に定めるところにより文部科学大臣に推薦を行うものとする。

なお、推薦に際しては別紙「優秀実践校、優秀図書館及び団体（個人）表彰推薦書」を作成し、文部科学省に提出するものとする。

〔学 校〕

推薦基準を満たす域内に所在する国立、公立及び私立の学校の中から3校を限度として推薦する。この場合、都道府県教育委員会は、国立学校及び私立学校については、附属学校を置く国立大学長及び都道府県知事に推薦を求めることができる。

〔図 書 館〕

推薦基準を満たす域内に所在する図書館のうち、選考のうえ原則として1館（ただし、社会教育調査において図書館数が100館を超える道府県にあっては2館以内、300館を超える東京都にあっては4館以内）を推薦する。

なお、選考に当たっては、都道府県又は都道府県教育委員会に関係者からなる選考委員会を設け、その議を経るものとする。

〔団体（個人）〕

推薦基準を満たす域内に主たる事務所が所在する団体又は域内に住所地を有する個人のうち、選考のうえ原則として1団体（人）（ただし、人口500万人を超える道県にあっては2団体（人）以内、人口750万人を超える府県にあっては3団体（人）以内、東京都にあっては4団体（人）以内）を推薦する。この場合、都道府県又は都道府県教育委員会は、読書活動の推進を図る団体等に推薦を求めることができる。

なお、選考に当たっては、都道府県又は都道府県教育委員会に関係者からなる選考委員会を設け、その議を経るものとする。

5 被表彰学校等の審査及び決定

本要項4により推薦された学校等について、学識経験者の意見を聞いて審査を行い、文部科学大臣が被表彰学校等を決定する。

なお、被表彰校等の数は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 学校については、140校程度（各都道府県3校）とする。
- (2) 図書館については、原則56館以内とする。
- (3) 団体又は個人については、原則60団体（人）以内とする。

6 表彰の期日等

文部科学省において別に定める。

7 表彰の取消し

次に該当する場合は、表彰を取り消すことができる。

- (1) 被表彰候補学校等に関する推薦書に不実な記載があると判明したとき。
- (2) 被表彰学校等において、本表彰の趣旨を損なう行為があったとき。

附 則

- 1 この決定は、平成21年11月24日から実施し、平成22年度の表彰から適用する。
- 2 読書活動優秀実践校表彰実施要項（平成13年5月8日文部科学大臣決定）は、廃止する。
- 3 子どもの読書活動優秀実践図書館・団体（者）表彰要項（平成14年2月28日文部科学大臣決定）は、廃止する。
- 4 子どもの読書活動優秀実践図書館・団体（者）推薦要領（平成14年2月28日スポーツ・青少年局長決定、生涯学習政策局長決定）は、廃止する。

各都道府県教育委員会子供の読書活動推進担当者
奈良県子供の読書活動推進担当 殿

文部科学省スポーツ・青少年局青少年課（読書担当）
// 生涯学習政策局社会教育課図書館振興係
// 初等中等教育局児童生徒課指導調査係

平成27年度子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）
の推薦及び表彰要項の取扱い等について

平素より子供の読書活動に御協力いただきありがとうございます。

このことについて、平成26年10月9日付け26文科ス第387号で依頼したところですが、子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）表彰要項（以下「表彰要項」という。）について、下記のとおり取り扱いますので、御留意いただきますようお願いいたします。

記

1 表彰推薦書の提出

推薦に当たり、表彰推薦書の原本を平成26年12月10日（水）までに郵送いただくとともに、電子メールにてデータ一式をお送りください。

なお、電子メールを提出の際は、件名に「〇〇県文部科学大臣表彰推薦書」と入力の上、下記アドレスまで送信願います。（スポーツ・青少年局青少年課付メールアドレス：seisyone@mext.go.jp）

2 学校・図書館・団体（個人）推薦手続の留意事項

推薦に当たっては、表彰要項に定める推薦基準等のほか、以下の留意事項並びに別紙様式1の表彰推薦書の記載例を踏まえた上で、表彰推薦書にできる限り具体的に記載いただくようお願いいたします。また、表彰推薦書の他に別途資料を添付する際は、真に必要なものを厳選していただき、5部提出願います。

【学校】

(1) 活動年数

具体的な年数は定めませんが、一定程度、組織的・継続的に取組を行っている学校が望ましい。

(2) 学校の体制整備

司書教諭及び学校司書（いわゆる学校図書館担当職員）の配置等、学校図書館の活用や読書活動の推進に関する校内体制が整備されていること。

学校図書館の活用や読書活動の推進に関する全体計画や年間指導計画が策定されているなど、学校全体における計画や目標設定の下、取組が進められていること。

公立図書館、ボランティア、PTA等との連携が進められていること。

(3) 学校図書館の環境整備

学校図書館図書標準が達成されている、司書教諭と学校司書が連携し、授業での学校図書館活用が進んでいる、または、子供が図書に触れ、学習における活用が積極的に行われるような環境が整っていること。

【図書館】

(1) 図書館法第2条に規定する公立、私立の図書館

表彰の対象となる図書館法第2条に規定する公立、私立の図書館とは、地方公共団体が設置する図書館及び日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人（公益社団法人若しくは公益財団法人を含む。）の設置する図書館であり、それ以外の図書館（個人立やNPO法人立など）は、「団体（個人）」へ推薦すること。

(2) 本館、分館等の推薦区分

同一地方公共団体内に複数の図書館が設置されている場合、原則として、それぞれの図書館を個別に推薦することが可能。

ただし、当該図書館を設置する地方公共団体の判断により、各図書館の組織や取組等の実情に応じて、本館・分館をあわせて一つの図書館として推薦することも可能。

(3) 子供の読書活動推進のための活動内容

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（平成25年5月17日閣議決定）」を踏まえ、①「図書館の設置及び運営上望ましい基準」に基づく取組、②読書活動に関する情報提供、③公立図書館や関係機関等の間の連携・協力、④学校図書館との連携・協力取組等が網羅的に実践されていることが望ましい。

【団体（個人）】

(1) 「団体」とは、必ずしも法人格を有している必要はなく、任意団体等でも差し支えない。

また、図書館法第2条に規定する以外の図書館（たとえば民間団体の運営する図書館類似の機関、移動図書館等）は「団体」の範囲に含まれる。

《団体の範囲に含まれない例》

○国の委託事業等の特定の事業を受けるために設立され、当該事業が終了した段階で解散することが想定されるような団体

○PTA活動の一環として行われている場合（ただし、保護者が中心となって組織が設立され、自発的な活動が継続的に行われている場合は、「団体」の範囲に含まれる。）

(2) 具体的な活動年数は定めないが、一定程度、継続的に取組を行っている団体（個人）が望ましい。

(3) 学校図書館、公立図書館等の関係機関等と連携・協力しながら活動していることが望ましい。

3 その他

(1) 表彰校等については、決定後、推薦者である都道府県又は都道府県教育委員会あてに、文部科学省から通知します。その際、表彰状に記載する名称の確認及び表彰式の出席の有無についても照会しますので、御協力願います。

(2) 表彰式については、平成27年4月23日（木）（国立オリンピック記念青少年総合センター：東京都渋谷区代々木神園町3番1号）を予定しています。なお、表彰式への出席にあたり、被表彰校等への旅費の支給はありませんので御了承ください。

本件照会先：

・表彰全体及び団体（個人）の推薦に関すること

スポーツ・青少年局青少年課（読書担当） 担当：関口

電話 03-5253-4111（内線 3484）（FAX）03-6734-3795

・図書館の推薦に関すること

生涯学習政策局社会教育課図書館振興係 担当：安村

電話 03-5253-4111（内線 2970）（FAX）03-6734-3718

・学校の推薦に関すること

初等中等教育局児童生徒課指導調査係 担当：清水、高橋

電話 03-5253-4111（内線 3297）（FAX）03-6734-3735

優秀実践校、優秀図書館及び団体(個人)表彰推薦書(学校・図書館・団体用)

【学校・図書館・団体】

平成 年 月 日
都道府県名 ○○県

| | | | | |
|---|--|--|--|--|
| ①学校(図書館及び団体)名 ○ 県立 △ 高等学校 <small>※表彰状に記載されますので、正式な名称を記入してください。</small> | | ②設立年月 昭和55年4月 <small>※和暦で記入して下さい。</small> | | |
| ③校長(館長及び代表者)名 校長 ◇◇ ◇◇ <small>※各学校で実施している内容の概要について、以下の例に従い、300字程度で簡潔に記入すること。可能な範囲で(a)～(g)全ての項目について記入すること。項目順は、各内容に応じて適宜入れ替えること。</small> | ④学校等の規模 職員数 ○○人 学級数 ○○学級 児童・生徒数 ○○人 | | | |
| ⑤学校(図書館及び団体)の所在地 (郵便番号 XXX-XXXX) ○○県○○市○○XX-XX ☎ XX (XXXX) XXXX FAX XX (XXXX) XXXX | | | | |
| ⑥都道府県又は都道府県教育委員会の推薦理由 推薦理由は、①「子供による積極的な読書活動が行われているか」、②「子供の読書活動を推進するための特色ある取組が行われているか」、③「各教科等における学習のために、学校図書館が積極的に活用されているか」、④「子供の読書活動を支援し、学校図書館の充実につながるような公共図書館等との連携が行われているか」という観点から記載してください。(①～④の全てを含む必要はありません。) | | | | |
| ⑦子どもの読書を推進する活動の実践内容等(出来るだけ具体的に記入すること) (ア)活動内容、(イ)実践開始時期、(ウ)活動体制、(エ)活動の効果、(オ)その他特記事項(複数ある場合は箇条書きにすること) (ア) 活動内容 ※各学校で実施している内容の概要について、以下の例に従い、300字程度で簡潔に記入すること。可能な範囲で(a)～(g)全ての項目について記入すること。項目順は、各内容に応じて適宜入れ替えること。 (例) 【(a) 実践開始時期・活動年数(例:平成○年から)】、【(b) 方針・計画・関係事業(例1:教育課程全体と関連付けた年間計画を踏まえ、例2:県指定の学校図書館活動推進事業校として)】、【(c) 活動体制(例:司書教諭及び学校司書を中心とした体制の下)】、【(d) 取組内容(例1:朝読書(平成15年度～)や地域人材の読み聞かせ(平成22年度～)など多様な読書活動、例2:社会科・理科での調べ学習を促進するため○○)】を進めている。これらの取組により、【(e) 成果(例:生徒の平均読書量が月○冊に増加)】している。 また、【(f) 学校図書館環境(例:図書貸出しを促すため○○といった工夫を)】を行っている。特に、【(g) その他特記事項】については、○○となっている。 | | | | |
| 【以下の項目については、上記(ア)に記載した内容と重複が無いよう補足する形で記載すること。】 (イ) 実践開始時期 ※具体的な年数は定めないが、一定程度、組織的・継続的に取組を行っている学校が望ましい。 ※重点的に取り上げて実践した取組がある場合は、その経過をまとめた資料を添付すること。(資料は真に必要なものを厳選すること) (ウ) 活動体制 ※司書教諭及び学校図書館担当職員(いわゆる学校司書)の配置等、学校図書館の活用や読書活動の推進に関する校内体制が整備されていること。 ※公立図書館、ボランティア、PTA等との連携が進められていること。 | | | | |

(エ) 活動の効果

※可能な範囲で質と量の両面について記入すること。

(オ) その他特記事項（複数ある場合は箇条書きにすること）

●方針・計画・関係事業

※学校図書館の活用や読書活動の推進に関する全体計画や年間指導計画が策定されているなど、学校全体における計画や目標設定の下、取組が進められていること。

●学校図書館の環境

※学校図書館図書標準が達成されている、司書教諭と学校司書が連携し、授業での学校図書館活用が進んでいる、又は子供が図書に触れ、学習における活用が積極的に行われるような環境が整っていること。

※学校図書館の環境整備について蔵書数などを記入すること。

●取組内容

※取組内容が複数ある場合は、箇条書きにすること。

※各教科等における学校図書館の活用状況について記入すること。

図や写真等により補足説明が必要な場合は、どの項目に関する内容であることを明記の上、資料を添付してください。（資料は真に必要なものを厳選すること）

⑧過去の取組実績

(例) 文部科学省 「子ども読書の街」づくり推進事業 平成〇年度

※文部科学省や都道府県など行政機関から受託した事業があれば事業名、受託年度を記入してください。

⑨都道府県における選考委員の職名及び氏名

※学校の推薦に当たっては、当該欄は記載不要です。

⑩過去における表彰に関する事項

(例) 読書活動優秀実践校表彰 ○〇県教育委員会教育長 平成〇年

※ 過去において表彰を受けたことがある場合は表彰名、表彰者及び表彰年を記入してください。

⑪備考

【学 校】 (ア)学校図書館の蔵書数 ○○○○冊

【図書館】 (ア)児童室の有無、(イ)蔵書に占める子ども用図書冊数の割合、(ウ)子ども用蔵書数

※ 上述以外に何か留意すべき点がありましたら記入してください。